

TOHOKU ブランド確立促進支援事業 参画企業及び団体 公募要領

東北経済産業局知的財産室は、「TOHOKU ブランド確立促進支援事業」を実施します。

本事業は、地域資源を活かして商品開発を行う中小企業や、面的な地域ブランド化に取り組む団体等に対して、ブランディングやマーケットに詳しい専門家を派遣して助言等の支援を行うことにより、知的財産の保護・活用も踏まえた地域資源の高付加価値化及び新たな地域ブランドの創成を促進することを目的に実施するものです。

このたび、専門家を派遣する企業・団体を募集しますので、是非ご応募ください。支援対象及び支援内容は以下の通りです（1. と2. で支援対象・内容が異なります。）。

1. 地域資源活用型商品開発のコンセプト策定支援

(1) 概要

商品開発を成功に導くには、地域資源のブランド化及びマーケットを正確に捉えたコンセプトづくりが重要であり、ブランディングを得意とするデザイナー、マーケター、知的財産の専門家（商標権の保護など）が一体となった支援チームが助言を行い、商品開発の核となるコンセプトづくりを中心に支援を行う。

(2) 支援対象企業・団体等

以下を全て満たすこと。

- ・地域資源を活かした商品開発を検討している東北圏内に本社または主たる事業所をおく中小企業・団体

※中小企業の要件は以下をご参照ください。（中小企業庁HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

- ・本事業実施期間（支援開始から令和6年3月末）の支援計画遂行及び本事業で導かれる短期・中期の実行計画を遂行するための体制を確保できる企業・団体等
- ・中間報告会及び成果発表会へ参加できる企業・団体等

※ 安定したビジネスの実施が担保されているという観点で、企業名・商品名等の商標権等の知的財産権を取得している（または取得を検討中である）事業者は優先的に採択します。

(3) 支援内容

- ・デザイナー、マーケター、知的財産の専門家からなる支援チームを無料で派遣し、支援計画を基にしたワークショップを5回実施（現地2回、オンライン3回）。
- ・支援の効果を高めるための、ブランディング、マーケティング及び知的財産制度の基礎を習得するための合同セミナーの実施（オンライン1回）。
- ・支援終了後も、商品開発を継続するにあたって必要となるロードマップ作りの支援。

- ・本事業の SNS 発信を通じた効果的な発信方法の助言。

※本事業は専門家による助言等の支援であり、商品開発等において発生するデザイン制作費等や包装資材費、商品の広告費用については参加企業・団体等の負担となりますが、行政機関が提供する補助金等支援制度の活用を可能な限り紹介します。

2. 地域ブランドの確立・強化支援（地域関連団体向け支援）

（1）目的

面的な地域ブランド化に取り組む団体（地域）に地域ブランディングの専門家を派遣し、地域ブランド化の確立・強化を支援する。

（2）支援対象団体

以下を全て満たすこと。

- ・地域の複数の関係者が関与し、地域産品・サービスを通じた面的な地域ブランド化に取り組む東北圏内に拠点を置く地域関連団体（自治体、協同組合、商工関係団体、NPO 等）
- ・本事業実施期間（支援開始から令和 6 年 3 月末）の支援計画遂行及び本事業で導かれる短期・中期の実行計画を遂行するための体制を確保できる団体
- ・成果発表会へ参加できる団体

※ 安定したビジネス実施が担保されているという観点で、商品名・サービス名の地域団体商標権や商標権を取得している（または取得を検討中である）団体等は加点します。

（3）支援内容

- ・現地で産地関係者を招いての地域ブランディングの専門家による支援会合を 5 回実施（現地 3 回、オンライン 2 回）。
- ・地域ブランド化・促進に向けた工程表・アクションプラン等の策定。
- ・本事業の SNS 発信を通じた効果的な発信方法の助言。

[支援会合のテーマ（例）]

- ・ブランド協議会など推進母体の形成支援
- ・ブランド創成に関わる地域ビジョンの策定
- ・地域団体商標など商標権の制度に関するレクチャー
- ・ブランド価値（強み）の定義と商品開発への反映
- ・ターゲット顧客層の特定と的確な情報発信の実施 など

3. 採択企業、団体数

- ① 地域資源活用型商品開発のコンセプト策定支援 4 企業・団体

- ② 地域ブランドの確立・強化支援（地域関連団体向け支援） 2団体

4、事業スケジュール

6月28日（水） 公募開始

7月11日（火） 14時～15時30分 公募説明会及び地域ブランド啓発セミナーの開催

※公募説明会及び地域ブランド啓発セミナーはオンラインにて実施致します。

参加を希望される企業、団体におかれましては、7月10日までにメールにてお申し込みください。オンライン URL（zoom 想定）をお送りいたします。

①申込先：TOHOKU ブランド確立促進支援事業運営事務局

担当：内田

送付先：miwa_uchida@kyodoprinting.co.jp

②記載事項：企業・団体名、氏名、電話番号

7月19日（水）17時 公募締切

7月20日（木）～25日（火） 審査期間

7月末頃 結果通知

7月26日（水） 結果通知

8月前半 支援チームによる現地訪問、支援計画策定

8月後半～1月後半 ワークショップ実施（5回）

11月下旬 中間発表会の実施（①地域資源活用型商品開発のコンセプト策定支援のみ）

12月前半～1月後半 次年度以降の実行計画の策定

3月中旬 成果報告会

5、応募方法

別添の申込用紙に必要事項をご記入の上、7月19日（水）17時までに事務局までメールにてお申し込みください。

（提出先）TOHOKU ブランド確立促進支援事業運営事務局

事務局担当：内田 miwa_uchida@kyodoprinting.co.jp

6. 参加企業・団体の確定

申込用紙の内容を踏まえ、対象企業・団体の意欲や事業実施体制等を考慮して決定いたします（7月末予定）。また、申請者に対しては、電話等で詳細を聞き取らせていただく場合があります。

7、注意事項

- ・応募申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。

- ・応募書類は採択・不採択に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。
- ・応募書類は本事業の審査のみに使用致します。
- ・一旦提出いただいた申請書についての差し替えはできませんのでご注意ください。
- ・提出期限内に到着しなかった応募書類は無効となりますのでご注意ください。

※本事業は東北経済産業局知的財産室から共同印刷株式会社に事務局業務を委託の上、実施致します。

以上